

丹南都市計画地区計画の決定（鯖江市決定）

都市計画 水落交流拠点地区地区計画 を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名	称	水落交流拠点地区地区計画
位	置	鯖江市水落町2丁目および3丁目の一部
面	積	20.0ha
地区計画の目標		本地区では、「健康・福祉、文化、居住、業務等の機能が調和した、あらゆる世代が集い交流する生活文化拠点の形成」をまちづくりの目標に、土地・建物利用の誘導、公共施設の整備を行う。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	公共施設群からなる「文化・交流地区」では、人々が集い憩える魅力ある施設空間の整備を行う。国道8号の「幹線道路沿道地区」では、沿道の景観も考慮して低層から中層の商業業務系の土地利用を誘導する。「住宅地区」では、低層戸建てを中心とする住宅系土地利用を誘導して、良好な環境の住宅地づくりを行う。「交流サービス地区」では、来訪者に対する商業サービスの提供に配慮して中小規模の商業系土地利用を誘導する。
	地区施設の方針	「文化・交流地区」内の利用者の移動と、地区としての一体性を向上させるため、公共施設の間を結ぶ歩行者ネットワーク道路を整備する。 人が散策し憩える歩行者空間を整備するため、ネットワーク道路の交差部に広場・緑地等を整備する。
	建築物等の方針	建築物の整備にあたっては、無秩序な市街地の形成を防止し良好な都市景観を創出するため、各地区の特性に応じ用途の制限を行う。 また、建築物の形態又は意匠は周囲の景観に調和したものとする。 上記の制限のほかに、地区の生活環境の悪化をもたらす恐れのあるものについても、これを建設してはならない。

2 地区整備計画

地区の区分	地区の名称	A地区 (文化・交流地区)	B地区 (幹線道路沿道地区)	C地区 (住宅地区)	D地区 (交流サービス地区)
	地区の面積	6.5ha	3.7ha	8.8ha	1.0ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建設をしてはならない。 ①建築基準法別表第二(は)項に掲げる建築物	次に掲げる建築物の建設をしてはならない。 ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業を営む施設 ②建築基準法別表第二(り)項に掲げる建築物	次に掲げる建築物以外の建設をしてはならない。 ①建築基準法別表第二(は)項に掲げる建築物	次に掲げる建築物の建設をしてはならない。 ①建築基準法別表第二(に)項に掲げる建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	①建築物の屋根、外壁、その他戸外から望見される部分またはこれに代わる柱は、周囲の景観に配慮したデザインとするとともに、まちなみに調和した落ち着いた色調とする。 ②広告、看板等は、大きさ、色調等を落ちつきのあるものとし、かつ周辺の景観と調和するものとする。	①建築物の屋根、外壁、その他戸外から望見される部分またはこれに代わる柱は、周囲の景観に配慮したデザインとするとともに、まちなみに調和した落ち着いた色調とする。 ②3階建以上の場合、屋根は勾配屋根とする。 ③広告、看板等は、大きさ、色調等を落ちつきのあるものとし、かつ周辺の景観と調和するものとする。	①建築物の屋根、外壁、その他戸外から望見される部分またはこれに代わる柱は、周囲の景観に配慮したデザインとするとともに、まちなみに調和した落ち着いた色調とする。 ②3階建以上の場合、屋根は勾配屋根とする。 ③広告、看板等は、大きさ、色調等を落ちつきのあるものとし、かつ周辺の景観と調和するものとする。	①建築物の屋根、外壁、その他戸外から望見される部分またはこれに代わる柱は、周囲の景観に配慮したデザインとするとともに、まちなみに調和した落ち着いた色調とする。 ②広告、看板等は、大きさ、色調等を落ちつきのあるものとし、かつ周辺の景観と調和するものとする。

「位置および区域は計画図表示のとおり」

(理由)

あらゆる世代が集い交流する生活文化拠点の形成と「文教地区」にふさわしい閑静で良好な環境の住宅地の形成を図るため、土地利用および建築物等の整備の方針を定める。